

バイオレンス)とは?

こうしたさまざまな暴力や相手を支配する行為によって、被害者が心身に深い傷を負うのはもちろん、そのすぐ近くにいる児童にも深刻な影響を及ぼします。

DVは、相手を支配するための一方的な暴力であり、対等な立場での一時的な夫婦げんかなどとは全く性質が異なります。

社会的な暴力



自由に外出させない、交友関係を制限する、携帯電話の履歴・メールを細かくチェックする、など

子どもを巻き込む暴力



子どもの前で暴力を振るう・ののしり・バカにする、子どもに悪口をふきこむ、など

子どもへの影響

直接暴力を受けていなくても、暴力を目撃することで恐怖と極度の緊張をもたらし、不眠や頭痛などの身体症状や、ひきこもりなどの症状をあらわすことがあります。

DVについての相談は

DV相談+ (プラス) (内閣府男女共同参画局)

0120-279-889 [24時間対応]

DV相談ナビ (内閣府男女共同参画局)

#8008 (全国共通短縮ダイヤル)
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/dv_navi/index.html

相談機関一覧 (内閣府男女共同参画局)

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/soudankikan/index.html

相談・援助を希望の方

●熊本市女性相談センター (DV相談専用電話)
☎096-381-7110
平日 8:30 ~ 22:00 土日祝 9:00 ~ 22:00

●熊本市DV相談専用電話
☎096-328-3322
平日 8:30 ~ 17:15

相談・援助を希望、緊急の方

●熊本県警察本部 警察安全相談室
#9110 [24時間対応]
(最寄りの警察署や交番でも相談を受けております)

※上記以外にも各市町村・各福祉事務所でも相談を受けております。

パープルリボンとは



女性への暴力を許さない社会を目指す象徴として使用されており、紫色のリボンを身につけることで、女性への暴力の根絶に賛同し、暴力下に身を置いている人々に勇気を与えようとの願いがあります。

あなたの身近で起きているかも…

ドメスティック・バイオレンス

DVのことを 正しく知ってください



あなたはDVが自分とは関係のない、別世界での出来事と考えていませんか?

内閣府の調べ(令和2年度)では、約4人に1人は、配偶者から被害を受けた経験があるというデータがあります。

誰もが当事者になる可能性のあるDVは、人権侵害、犯罪となる行為であり、社会全体として取り組まなければならない重要な問題です。

熊本県

DV(ドメスティック・

配偶者、内縁の妻・夫、婚約者など親密な間柄にある人から一方的に受ける暴力をDVといいます。暴力の形態は、殴る、蹴るといった身体的なものに限定されることなく、多岐に渡ります。➤

これらはすべてDVです

身体的な暴力



殴る、蹴る、平手打ち、首を絞める、突き飛ばす、など

精神的な暴力



ののしりバカにする、大声でどなる、無視する、脅迫する(おどす)、など

経済的な暴力



生活費を渡さない・使わせない、借金を強要する、働き出ることを禁ずる、など

性的な暴力



性行為の強要、避妊に協力しない、無理にポルノ画像を見せる、など